

第3回口頭弁論期日

説明資料

本件の主張構造

被告

立法裁量

広範な立法裁量

判断枠組

緩やかな基準

合理性

思慮分別による
年齢設定は合理的

原告

立法裁量無し

やむを得ない事由が必要
少なくとも立証責任転換

科学的根拠なき
年齢設定は不合理

被選挙権の年齢要件と国会の裁量

被告の主張 (被告準備書面(1)7頁)

被選挙権の年齢要件をどのように設定するのは国会の合理的裁量に委ねられている。

原告の主張 (原告第2準備書面11頁等)

被選挙権が国民に保障されている以上、その立候補年齢を選挙権と同じ年齢にしないことは重要な権利に対する侵害であり、国会の自由にその権利侵害をできるような裁量が委ねられていると解釈することはできない。

判断枠組み

被告の主張 (被告準備書面(1)7・14頁)

裁量の限界を超えて是認できない場合に違憲となる。

原告の主張 (訴状14頁以下、原告第2準備書面4頁以下)

- ・国民の被選挙権を制限することは原則として許されず、国民の被選挙権又はその行使を制限するためには、**そのような制限をすることがやむを得ないと認められる事由がなければならない**
(平成17年最大判基準参照)。

判断枠組み

立証責任の転換に関する裏付け (第2準備書面4頁以下)

杉原泰雄教授

「成年者に選挙権を認めていても、被選挙権を大幅に制限できるのであれば、議会に民意は反映されず、民意による政治は不可能とならざるを得ない」

辻村みよ子教授

「被選挙権(立候補権)についても、立法裁量による18歳からの乖離を認める現行法について、正当性を挙証する責任は国側にある」

被選挙権の年齢要件の合理性

被告の主張 (被告準備書面(1)10頁)

職務内容や権限、社会経験から出てくる思慮・分別からすると満25歳以上に立候補年齢を定めることは合理的

原告の主張 (原告準備書面(1)7頁)

- ・立候補年齢は若者に対する偏見に基づいている
- ・立候補年齢に関する客観的・科学的根拠なし
- ・思慮分別や社会経験については選挙で選別すること